

プレスリリース

平成12年7月25日

「第11回農協系統の事業・組織に関する検討会の開催」について

本日、農林水産省第1特別会議室において標記会議が開催されましたので、説明資料を配付します。

連絡・問い合わせ先
経済局農業協同組合課
TEL：03-3502-8111(代)
奥原(内線2670)
出田(内線2696)
直通：03-3501-3728

信 用 事 業 の 取 組 み 方 向

1. 組合員と地域に支持される J A バンクの確立

(1) 今後の系統信用事業のあり方

- 金融環境の変化の中で、貯金者保護を目的とした健全性の維持が求められており、系統信用事業においても、わが国金融システムの一員としての責任ある事業運営のあり方が求められている。
- 系統信用事業の基本的な使命は、組合員に高度な金融サービスを提供するとともに、各段階が機能・体制に応じて運用機能を分担し、全体として最も健全で効率的・効果的な資金運用を行い、組合員に対しその果実を経済的・機能的に還元していくことであり、今後ともルールに基づいて各段階が緊密に連携・補完しつつ、系統全体としての一体的な事業運営の枠組みにより業務を展開していくことが基本となる。
- また、協同組織における「相互扶助」を前提として、メンバー間の「相互牽制」により個々の経営の健全性をはかっていくことが J A グループの信頼性の確保にとって重要である。

(2) 「J A バンク」の金融サービスの考え方（資料 1）

- 商品・サービスの競争力を強化するために、これまで行ってきた J A レベルの機能・体制整備と連合組織の機能補完に加え、
 - ① 組合員・利用者にとって利便性と満足度の高い商品・サービスを提供する、および事務の合理化と業務の標準化等を実現するための一元的かつ戦略的な I T 投資
 - ② 信頼性の高い信用事業を確立するためのモニタリング体制の整備と実効性のある破綻未然防止策および破綻処理の受け皿ルールの確立に早急に取り組む必要がある。

(3) 新たな全国 J A バンクの枠組み（資料 2）

- 上記を円滑に進めるため、J A グループの自主ルールの明確化と制度的な裏付け、全国段階での体制整備等をはかる必要がある。

2. 一元的な情報技術（I T）投資による事業運営

- J A グループのシステム投資額は、統合・再編後の都銀 4 大グループのそれに匹敵するが、分散した投資ゆえ効果的なシステム投資ができていないと言いがたく、他業態に遅れをとっているのが現状である。
- このため、全国統一コンピュータシステムをベースとした一元的かつ戦略的システム投資に早急に取り組む必要がある。（資料 3）

3. 信頼性の高いJAグループの信用事業等の確立

信頼性の高いJAグループの信用事業を確立し、今後破綻事例が発生しないようにしていくためには、以下のような仕組みを構築する必要がある。(資料4)

(1) 監査体制の強化と透明性・独立性の確保

- 監査法人との提携・会計士の活用による監査の資質向上、また金庫・信連の監査チームへの参加による監査の体制整備をはかる。
- また中央会監査の実施にあたっては、独立した機関として「全国監査委員会(仮称)」を設置し、その下に「全国監査機構(仮称)」を全中・県中の事業統合により設立する。
- なお、監査における改善指導の実行を確実に担保するためには、経営改善や組織統合等の「勧告制度」機能の付与など制度の確立が必要である。

(2) JAグループ全体として信頼される経営実現のためのモニタリング制度

- 早期発見・早期改善を可能とする仕組みとして、法定監査とは別に、全国段階での集中かつ横断的なモニタリング制度を確立するとともに、検査・監査と連携して迅速なチェックや経営改善・組織統合に向けた勧告が実施できる仕組みとその制度的な裏づけが必要である。

(3) 実効性のある破綻未然防止策の確立(資料5)

- 早期是正措置が発動されたり、債務超過になり経営破綻するJA・信連が発生した場合には、JAグループ全体の信頼性が大きく低下するとともに、問題を放置することにより処理コストが急増している実態を踏まえると、早期是正措置よりもかなり早い段階で経営改善に着手できるJAグループの自主ルールによる破綻未然防止策の確立が急務である。
- 具体的には、自主ルールで設定した基準(外形的な財務基準や業務体制の基準)に達しないJAに対しては資産精査等により経営状況をチェックし、計画の策定により事業運営体制や財務に関し経営の向上・改善をはかることを基本に、問題の程度に応じて資金運用の制限を行う、あるいは経営改善が相当に困難な状況が予想される場合には上部団体への信用事業譲渡を手段とする措置を講じていくこと等により、問題の拡大の防止による信用力の維持、および組合員への適切なサービス機能の維持をはかっていくことが適当と考えられる。
- また、自主ルールの実効性を確保するためには、基本的な枠組みに対する制度面からのバックアップ、支援財源の確保が必要である。
- なお、この自主ルールは今後の破綻事例の発生の防止を主眼とするものであり、現在既に財務状況に問題があるJAについては、この自主ルールとは別の処理方法を確立し、ペイオフ解禁までに早急に対処する必要がある。

(4) 迅速な破綻処理スキームの確立

- 万が一破綻あるいは実質破綻のＪＡ・信連が発生した場合に備え、従来の「隣接ＪＡへの合併」という手法だけでなく、「上部団体への事業譲渡」という手法を加えて、迅速かつ円滑な処理ルールを確立していく必要がある。

(5) 自主ルール運営上留意すべき事項

- 経営改善が困難である等により信用事業を譲渡する場合、隣接するＪＡが信用事業が空白となった地域をカバーすることも可能であるが、例えば信連の代理店として金融サービスを提供する方式の検討など、事業譲渡したＪＡの経営改善支援策を実践する必要がある。
- 事業譲渡により信用事業を譲り受ける信連等の自己資本比率低下に対する対策を講じる必要がある。
- また信用事業が譲渡される場合、共済事業についても信用事業と連動した対応を検討する必要がある。

4. 農業金融等に関する課題と対応方向

(1) 農業金融サービスの向上

- 農業に対する融資機能を強化するために、以下の点について整備・検討する必要がある。
 - ① 審査体制の整備
 - ② 食料・農業・農村基本法に則した対応が可能となる制度資金の拡充
 - ③ 円滑な資金供給のための農業信用保証基金の基盤強化

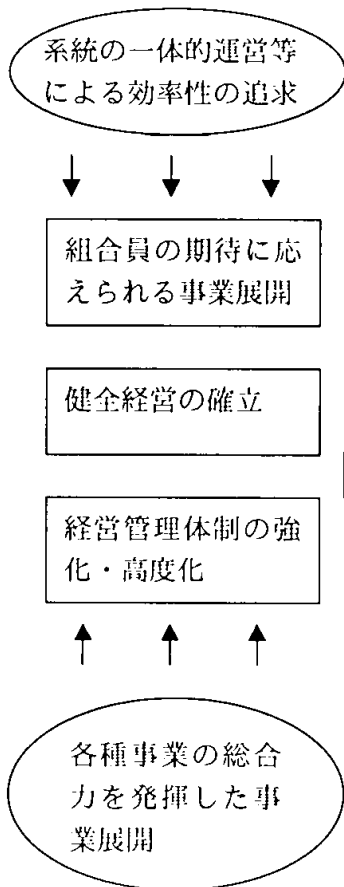
(2) 農業負債対策

- 農業負債対策については、以下の点をはかる必要がある。
 - ① 再建可能な農家に対する低利融資と保証の拡充
 - ② このための農業保証基盤の拡充
 - ③ 農業生産の維持と円滑な継承のための新たな施策の確立

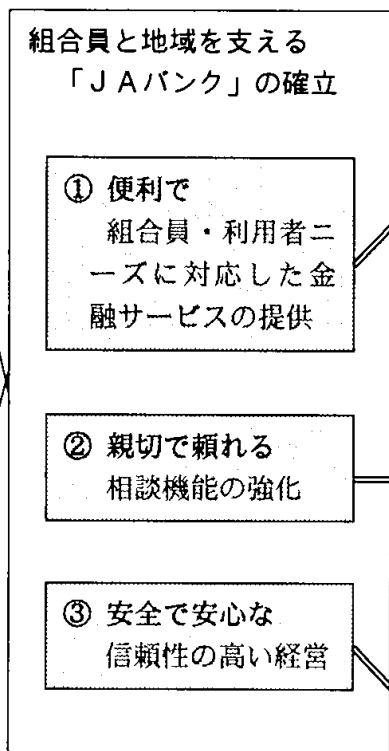
以上

JAバンクの金融サービスについて

[事業運営の基本的考え方]



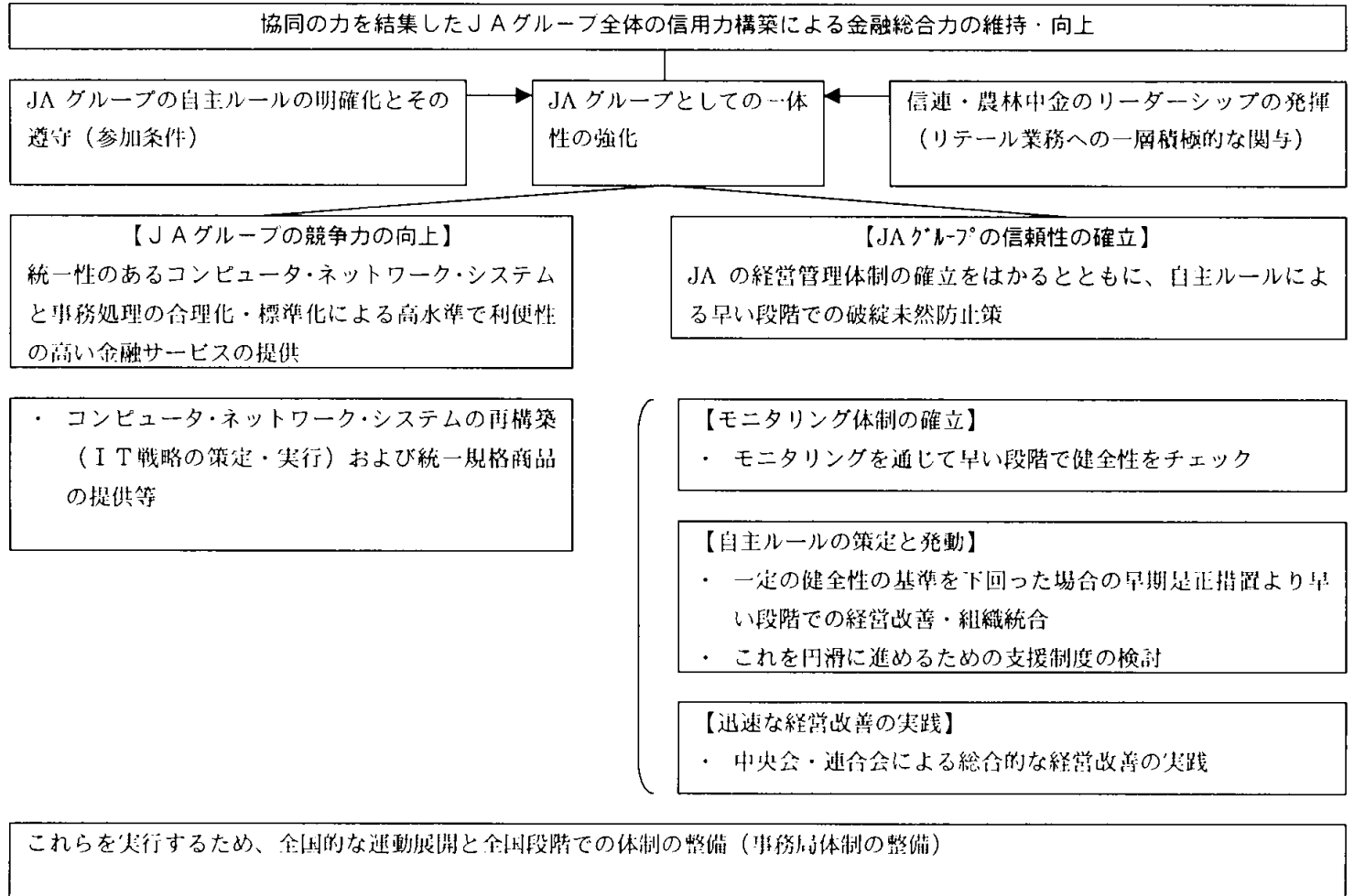
[目指していく姿]



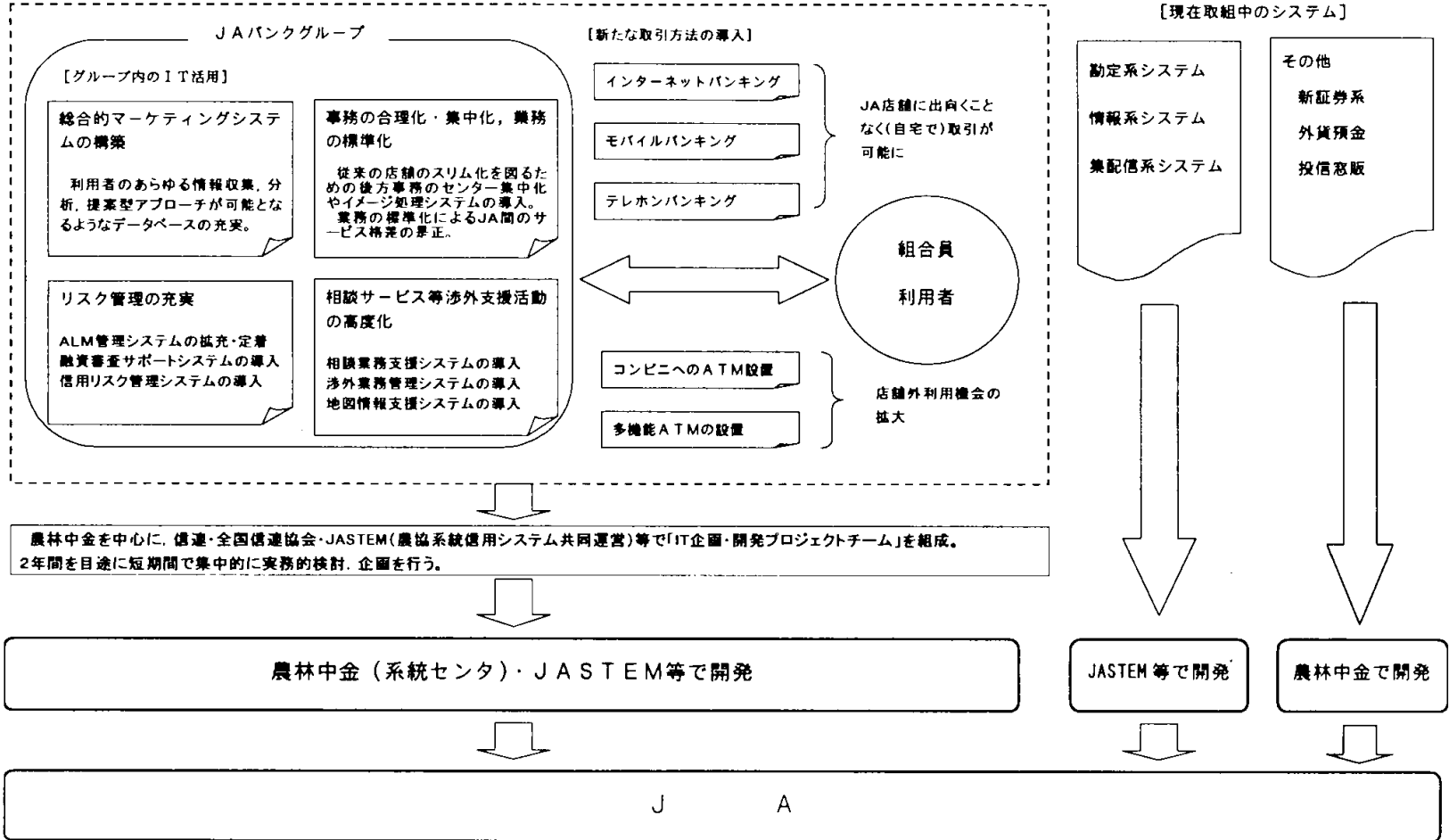
[具体的な事業展開]

- 生産・生活等総合金融機能の十分な発揮
 - ・ 良質な貯蓄・貸出商品, 決済機能等の提供
 - ・ 営農資金への万全な対応
- 新しい取引方法の開発=ITの活用
 - ・ インターネットバンキング
 - ・ 多機能ICカードの活用
 - ・ 多機能ATMの再配置等による店舗機能の見直し 等
- 新しい金融商品の開発
 - ・ 全国統一企画等による利便性の高い商品の提供
 - ・ 確定拠出年金(401K)等共済系統との連携 等
- 専門性の高い人材の育成・配置
 - ・ 連合会組織の支援体制強化 等
- 顧客ニーズに対応した提案力の強化
 - ・ 資産活用相談・各種税務相談等についてFPによる総合的な診断・アドバイスの充実
 - ・ コンピュータシステムを駆使した新たな情報蓄積・分析方法の導入 等
- 金融検査マニュアルに対応したコンプライアンス態勢・リスク管理態勢の整備・強化
 - ・ 自主ルール・ALMの定着化, 融資審査力強化等によるリスクマネジメント体制の整備 等
- 破綻未然防止のためのシステムの導入
- 破綻発生時の迅速な処理のためのルールづくり

新たなJAバンクの枠組み



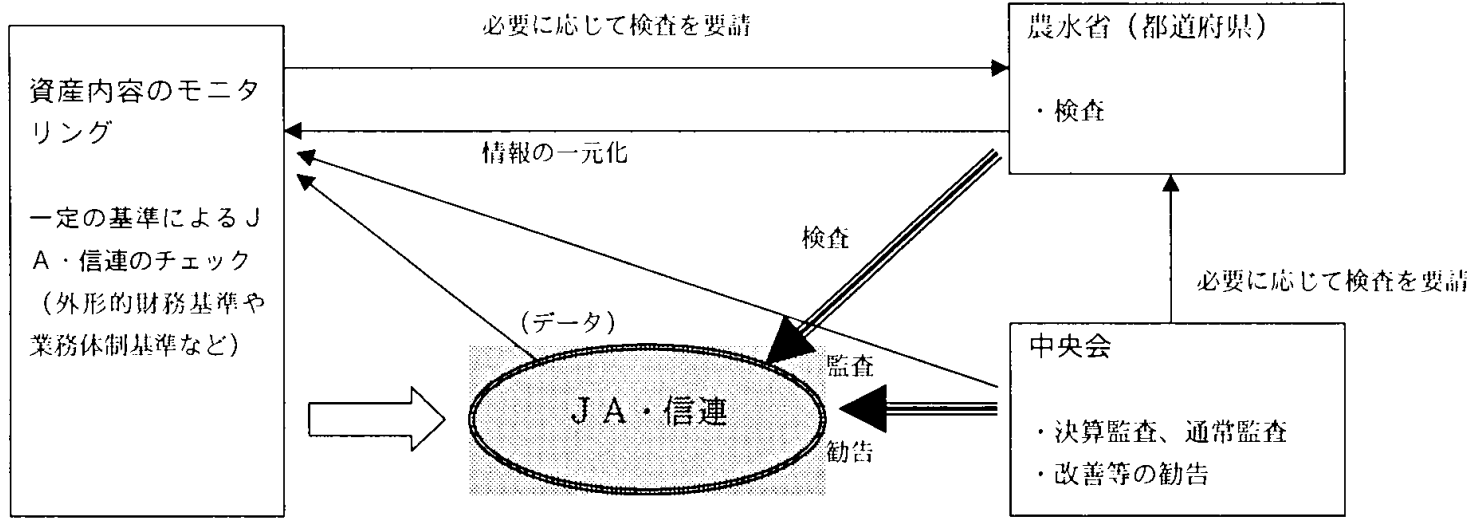
信用事業におけるシステム開発への取組みイメージ



信頼性の高い信用事業を確立するための全体フレーム（概念図）

前提となる仕組み

【システムの自主的取組】



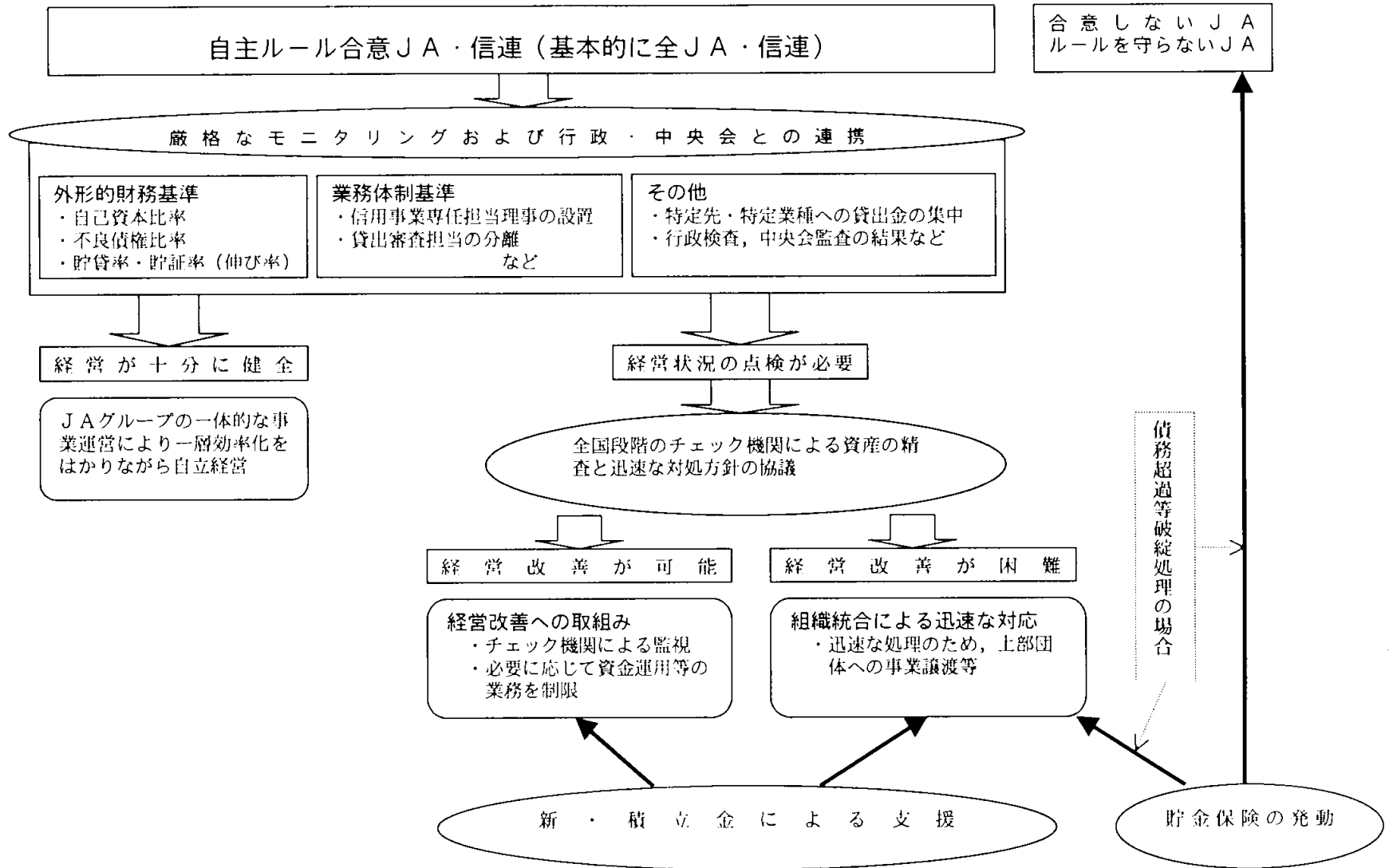
効果

実効性のある破綻未然防止策にかかる自主ルール

+

迅速な破綻処理ルール

J Aグループとして実効性のある破綻未然防止策のイメージ



JAグループにおける今後の検討

平成12年7月25日

全国農業協同組合中央会

(1) 総合審議会

5月17日に第60回総合審議会が開催され、全中会長より総合審議会に対し①経済環境の変化に対応したJAグループ全体としての総合力を向上させるための事業機能のあり方②「中央会事業・組織のあり方」の二項目について諮問が行われた。

また、諮問事項について専門的・集中的な検討を行うため、専門委員会を設け検討をすすめることとした。

(総合審議会から同専門委員会への主な検討付託事項)

- ① 担い手・大規模農家等のニーズに的確に対応できるJAグループ全体としての農業関係事業システムのあり方
- ② JAグループ全体としての信用事業等の運営システムのあり方
- ③ 経営不振JA等の破綻未然防止システムと対応ルールのあり方
- ④ JAグループのガバナンス強化に向けたシステムのあり方
- ⑤ これらに対応した中央会の事業・組織のあり方

(2) 総合審議会専門委員会

専門委員会で現状・課題と検討方向について協議を行なった後に、具体的な対策やシステムについては、2つの課題別の小委員会(「経済・中央会小委員会」、「信用・共済・中央会小委員会」)を設け進めることとした。

(3) 総合審議会専門委員会小委員会

信用事業関連については、競争力の強化と信頼性の確保をはかる「JAグループ全体としての信用事業システム等のあり方」を中心に検討を行った。

経済事業やガバナンスの関連については、「新たな基本法の理念を実現するための農業関係システムのあり方」と「JAグループのガバナンスのあり方」について検討を行うとともに、これらに関連した制度の見直し事項についても検討を行った。

(主な検討経過と今後の日程)

5月	17日	第60回総合審議会(諮問)
	23日	第1回総合審議会専門委員会(現状と課題)
6月	14日	第2回総合審議会専門委員会(課題の対応方向)
	27日	信用・共済・中央会小委員会(テーマ別検討)
7月	11日	経済・中央会小委員会(同上)
	12日	信用・共済・中央会小委員会(同上)
8月	1日	第61回総合審議会(中間検討状況報告)
	3~4日	第3回総合審議会専門委員会(論点整理)
	23日	第4回総合審議会専門委員会(とりまとめ)
	29日	第62回総合審議会(答申)
	30日	第4回JA全国大会議案審議会

【監査体制の強化と透明性・独立性の確保】

- ・ 特に信用事業の適切で健全な運営を維持していく上で、中央会監査の機能を改めて見直していく必要がある。
 - とりわけ貯金者保護の視点から
 - ①「金融検査マニュアル」に沿った資産査定の適正さ
 - ②リスク管理態勢の状況の検証
 - ③適切な部門別損益の開示と適正さの検証
 等について信頼性の高い監査を実施していく必要がある。
- ・ 中央会の監査体制の強化と透明性・独立性を確保するため、
 - ①監査の資質向上（信連・農林中金・公認会計士との連携）
 - ②監査の体制整備（信連・農林中金・公認会計士との連携）
 - ③中央会監査の事業統合
 - ④系統の自主ルールによる破綻未然防止策への活用
 をすすめる必要がある。
- ・ 具体的には、以下のような体制整備をはかることが必要である
 - ①中央会監査の実施にあたっては、独立した機関として「全国監査委員会（仮称）」を設置し、監査計画の策定、監査結果の審査・証明を行う。
 - ②「全国監査委員会（仮称）」のもとに、県中・全中の共同運営機関として「全国監査機構（仮称）」を県中・全中の事業統合により設立する。
- ・ これとあわせて、監査における改善指導の実行を確実に担保するため、経営改善や組織統合等の「勧告制度」機能の付与など制度の確立が必要である。

○ 中央会監査体制の充実（全国一律的な高水準の監査の実施）

監査の資質向上	監査法人との提携、会計士等による監査の活用等、研修制度の充実
監査の体制整備	中央会における専任体制の充実、中金・信連との連携（監査チームへの参加）
中央会監査の事業統合	中央会の監査部門については、全中・県中の事業統合を以り、監査機構のもと、予算・人事を含め一元化をはかる 監査証明については全国監査委員会委員長名で実施する。審査についても全国本部に一元化 監査基準・手続きの標準化、全国の監査計画の管理、 全中・県中・他の県中出身者等による監査チームの編成（当該県中出身者だけのチーム編成はしない）
破綻未然防止対策への活用	JA グループとしての経営破綻未然防止対策に活用するため、JA グループの「モリタリ」機関への報告を実施する

当面、500億円以上のJAの決算監査の確実な実施
それ以外のJAについても決算監査の実施

